

31 日蜂協第 1 号
平成 31 年 1 月 4 日

都道府県団体長 殿

一般社団法人日本養蜂協会
会 長 大 島 理 森
【 公 印 省 略 】

タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項について

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省は、平成 31 年採蜜シーズンに向けてタイラン水溶散を使用するに当たり、別添のとおり「アメリカ腐蛆病予防薬の使用に当たっての留意事項について」（以後、「本通知」とする）を取りまとめ、都道府県畜産主務部長宛てに通知を発出致しましたのでお知らせいたします。

今後は、養蜂家が留意事項を遵守してタイラン水溶散を使用することを条件に、本剤の販売及び使用の自粛を解除することとなりました。

また、これに伴い、平成 30 年 8 月 7 日付け 30 日蜂協第 127 号「「腐蛆病予防薬タイラン水溶散について」に関する都道府県の対応について」で周知いたしました「アメリカ腐蛆病予防薬の使用自粛について」（平成 30 年 7 月 20 日付け 30 消安第 2263 号・30 生畜第 646 号農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長及び生産局畜産部畜産振興課長連名通知）は廃止されます。

つきましては、タイラン水溶散の使用に関しては、本通知の別紙「タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項」に従って使用するよう、貴団体構成員に周知徹底して下さいますようお願いいたします。

別添

30消安第4744号

30生畜第1250号

平成30年12月28日

一般社団法人日本養蜂協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

農林水産省生産局畜産部

畜産振興課長

アメリカ腐蛆病予防薬の使用に当たっての留意事項について

このことについて、別紙のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知したので御了知ください。また、本剤の適正な使用について今後とも御協力のほどよろしくお願いします。

写

30消安第4744号
30生畜第1250号
平成30年12月28日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜産安全管理課長
農林水産省生産局畜産部
畜産振興課長

アメリカ腐蛆病予防薬の使用に当たっての留意事項について

平素より動物薬事行政及び畜産行政に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

昨年9月にアメリカ腐蛆病の予防の効能追加が承認されたタイラン水溶散（主成分：タイロシン。以下「本剤」という。）については本年5月、本剤を購入した養蜂家の自主的な検査により出荷前の蜂蜜から残留基準値（0.2 mg/kg）を超える濃度のタイロシンが検出されたとの報告があったことから、製造販売業者及び養蜂家に販売又は使用の自粛をお願いしたところです。

今般、一般社団法人日本養蜂協会及び一般財団法人生物科学安全研究所が日本中央競馬会畜産振興事業を活用して実施中のみつばち腐蛆病予防薬活用等調査研究事業の成果を活用し、別紙のとおりタイラン水溶散の使用に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。）を取りまとめました。

今後は、養蜂家が留意事項を遵守してタイラン水溶散を使用することを条件に、本剤の販売及び使用の自粛を解除することとしましたので、貴管下養蜂家等に対して周知をお願いします。また、これに伴い、「アメリカ腐蛆病予防薬の使用自粛について」（平成30年7月20日付け30消安第2263号・30生畜第646号農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長及び生産局畜産部畜産振興課長連名通知）は廃止します。本剤の適正な使用について今後とも御協力のほどよろしくお願いします。

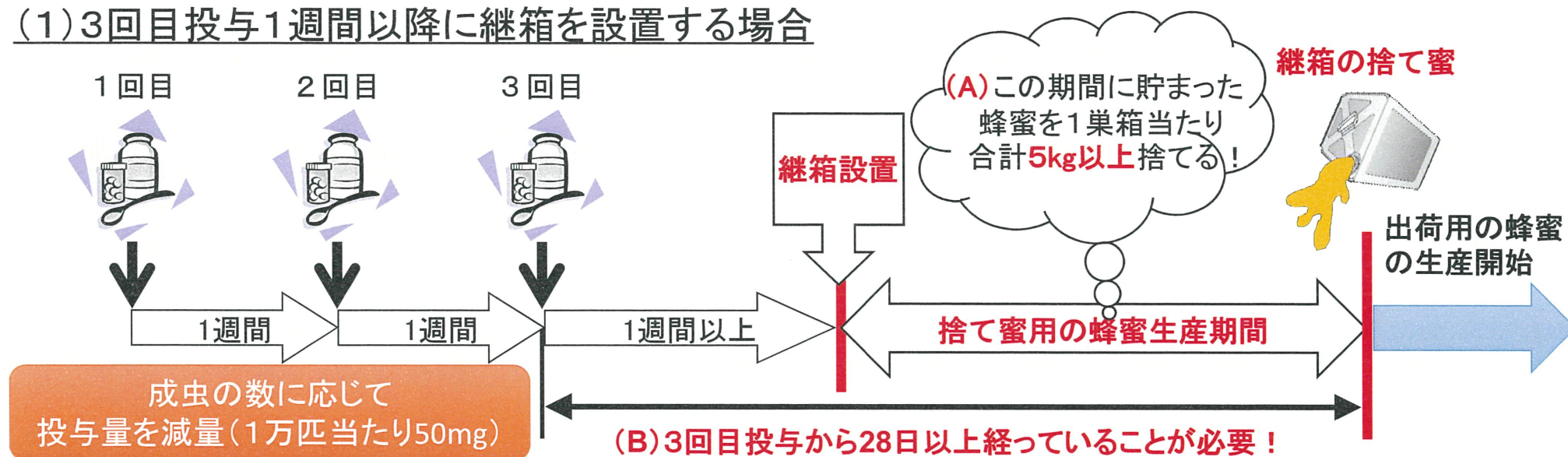
タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項

1. タイラン水溶散（以下「本剤」という。）の用法・用量を守って使用すること。
2. 本剤は、成虫として概ね4万匹飼養規模の蜂群にタイロシンとして 200mg（力価）を週1回、3週間投与すること。なお、投与時の成虫の数が少ない場合には、成虫の数に比例させて投与量を調整（例：成虫として1万匹飼養規模の場合には1回当たり 50mg（力価）、5千匹飼養規模の場合には1回当たり 25mg（力価））し、週1回、3週間投与すること。
3. 3回目投与1週間後以降に継箱を必ず設置すること。その際、育児箱に本剤（粉糖）が残っている場合には、へら等で取り除いた上で実施すること。
4. 育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。
5. 継箱内の蜂蜜にもタイロシンが含まれるため、3回目投与から28日間以上経過し、かつ、継箱に蜂蜜が1箱当たり5kg以上貯まった時点で、継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、その蜂蜜、ローヤルゼリー等は食用に供する目的で出荷しないこと。
6. 本剤の投与期間中又は3回目投与1週間後までは採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず3回目投与1週間を待たずに継箱を設置した場合には、3回目投与1週間後以降に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除いた上で、改めて5の作業を実施すること。
7. 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留しているため、食用に供する目的で出荷しないこと。

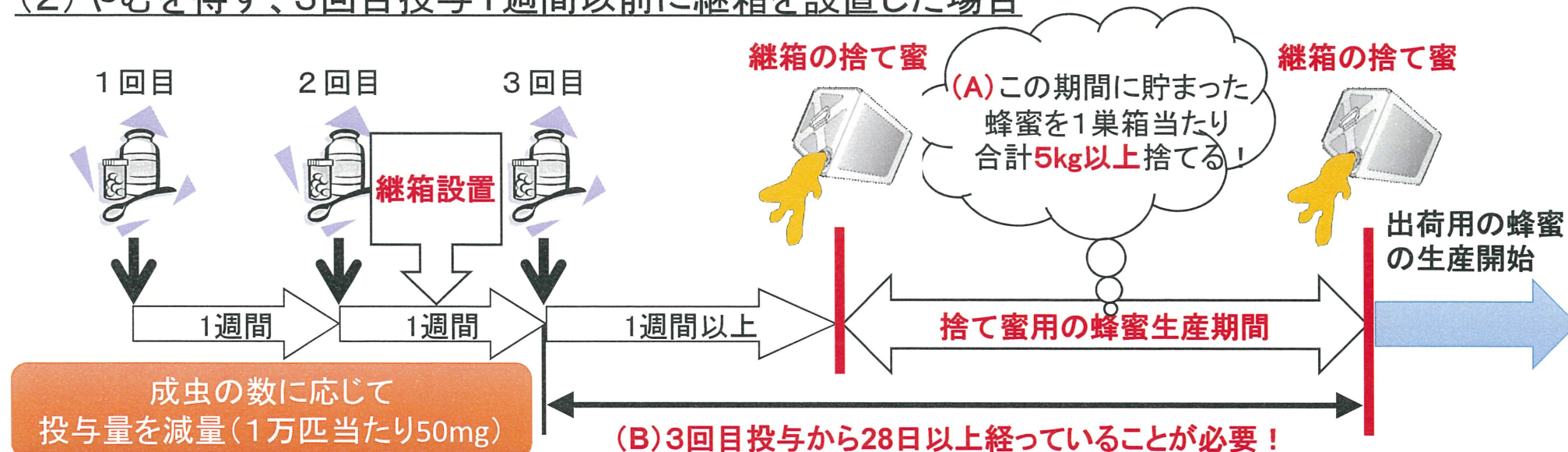
(参考)

タイラン水溶散の使用方法

(1) 3回目投与1週間以降に継箱を設置する場合



(2) やむを得ず、3回目投与1週間以前に継箱を設置した場合



どちらの場合も(A)及び(B)の条件を満たして生産された蜂蜜に限り、出荷が可能となります。